

## 訪問体制強化加算

事業所名			
異動等区分	1 新規	2 変更	3 終了
施設種別	1 小規模多機能型居宅介護	2 看護小規模多機能型居宅介護	

訪問体制に関する届出内容	
1 訪問サービスの提供にあたる従業員の配置状況	
常勤 <input type="text" value=""/> 人	※ 2名以上配置すること
2 訪問サービスの提供回数について	
※事業所と同一の建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅）が併設されていない場合	
① 算定日が属する月における延べ訪問回数が1月あたり200回以上。	有・無
※事業所と同一の建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅）を併設している場合	
① 登録者総数のうち、小規模多機能型居宅介護費のイ(1)又は看護小規模多機能型居宅介護のイ(1)を算定している者（同一建物に居住していない登録者）が100分の50以上。	有・無
② 同一建物に居住していない登録者に対する延べ訪問回数が、算定日が属する月において1月あたり200回以上。	有・無

備考 看護小規模多機能型居宅介護における訪問サービスは、指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する訪問サービスのうち看護サービスを除くものをいう。